

お知らせ

税率表

●均等割

資本金等の額	均等割額(年額)	左のうち、みえ森と緑の県民税(均等割の超過課税)
50億円超	880,000円	80,000円
10億円超～50億円以下	594,000円	54,000円
1億円超～10億円以下	143,000円	13,000円
1千万円超～1億円以下	55,000円	5,000円
1千万円以下	22,000円	2,000円
上記以外の法人等	22,000円	2,000円

●法人税割

法人等の区分	H26.10.1～R元.9.30 開始事業年度	R元.10.1～ 開始事業年度
1. 資本金額(出資金額)が1億円を超える法人 2. 課税標準となる法人税額(2以上の都道府県に事務所を有する法人については分割前)が年1,000万円を超える法人 3. 保険業法に規定する相互会社 上記のいずれかに該当する法人	4.0%	1.8%
上記以外の法人	3.2%	1.0%

●法人事業税

区分	所得等の区分	H27.4.1～R元.9.30 開始事業年度	R元.10.1～R2.3.31 開始事業年度	R2.4.1～ 開始事業年度
普通法人 外形標準課税対象法人(※1)は除く	年400万円以下の所得	3.4%	3.5%	
	年400万円を超え800万円以下の所得	5.1%	5.3%	
	年800万円を超える所得、軽減税率不適用法人(※2)	6.7%	7.0%	
特別法人 (協同組合、信用金庫等及び医療法人)	年400万円以下の所得	3.4%	3.5%	
	年400万円を超える所得、軽減税率不適用法人(※2)	4.6%	4.9%	
電気供給業(送配電事業のみ)・導管ガス供給業(※3)、保険業	収入金額	0.9%	1.0%	
	収入金額	0.9%	1.0%	0.75%
電気供給業(小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業(※4))	所得	-		1.85%

※1 外形標準課税対象法人とは、事業年度終了の日の資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人です(公益法人、特別法人等は除く)。

※2 軽減税率不適用法人とは、3以上の都道府県に事務所等を有し、かつ資本金又は出資金の額が1,000万円以上の法人です。

※3 特定のガス供給業を除く製造小売事業については、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から普通法人と同様の課税方式に変更。

※4 特定卸供給事業については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用。

●地方法人特別税(R元.9.30以前に開始する事業年度まで)●特別法人事業税(R元.10.1以後に開始する事業年度から)

区分	課税標準	H27.4.1～ R元.9.30 開始事業年度	R元.10.1～ R2.3.31 開始事業年度	R2.4.1～ 開始事業年度
普通法人(外形標準課税対象法人除く)	所得割額	43.2%	37.0%	
特別法人(協同組合、信用金庫等及び医療法人)	所得割額	43.2%	34.5%	
収入金額課税法人 電気供給業(小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く)、導管ガス供給業(※3)、保険業	収入割額	43.2%	30.0%	
収入金額等課税法人 電気供給業(小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業(※4)に限る)	収入割額	43.2%	30.0%	40.0%

「地方法人特別税」は令和元年9月30日までに開始する事業年度で廃止、代わって令和元年10月1日から開始する事業年度より、「特別法人事業税」が新設されました。

■ 通算法人の申告に係る添付書類について

令和4年4月1日以後に開始する事業年度から、法人税(国税)において連結納税制度からグループ通算制度に移行し、現行の企業グループを一つの納税単位とする方式に代えて、各法人を納税単位とする方式(個別申告方式)とすることとされました。

法人県民税、法人事業税の申告につきましては、グループ通算制度に関する別表を提出する場合、添付書類(法人税別表の写し)が必要になる様式もあります。詳しくは、下記、三重県のホームページにてご確認ください。

■ 電気供給業を行う法人の課税方式について

電気供給業を行う法人のうち、小売電気事業等、発電事業等及び(※)特定卸供給業を行う法人について、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、収入割額と所得割額の合算額により法人事業税が課されることとなりました。税率等は、表面の表及び下記を参照してください。

また、その他の事業(所得金課税事業)を併せて行う法人のその他の事業についての変更はありません。

※特定卸供給業については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用。

改正前	令和2年4月1日以後に開始する事業年度から
事業税収入割額=収入金額×税率(1.0%)	事業税収入割額=収入金額×税率(0.75%) 事業税所得割額=所得金額×税率(1.85%)
特別法人事業税=収入割額×税率(30%)	特別法人事業税=収入割額×税率(40%)

■ 「地方税共通納税システム」の利用について

令和元年10月1日から、全ての地方団体に対して、地方税共通納税システムを利用して納税できるようになりました。金融機関の窓口等での納付が不要になるほか、複数の地方団体への一括納税が可能になるなど納付事務の負担が軽減されます。手続き等は地方税ポータルシステム(eLTAX)にお問い合わせください。

電話番号 0570-081459 eLTAXのページ <https://www.eltax.lta.go.jp>

エルタックス

検索

■ 納付について

納付につきましては、送付している納付書のほか、上記の「地方税共通納税システム」をご利用いただくか、三重県のホームページより納付書をダウンロードのうえ使用していただくこともできます(送付した納付書の額と申告額が異なる場合は、当該納付書を使用せず、新たに納付書を作成のうえ、納付してください)。

■ 納付書の口座番号・加入者名について

令和5年4月に法人課税業務を「四日市県税事務所」及び「津総合県税事務所」の2事務所に集約化しました。それに伴い、課税事務所の変更が必要になりますので、納付書を別途作成している事業者様におかれましては、作成した納付書に三重県で印刷した同封の納付書と同じ「口座番号」「加入者名」「課税事務所」が記載されているかをご確認いただきますようお願いいたします。

<問い合わせ先>

令和5年4月から法人県民税、法人事業税の課税業務を「四日市県税事務所」及び「津総合県税事務所」の2事務所で行っています。申告書の提出(郵送可)及び申告に関するお問い合わせ、ご相談は、法人所在地を所管する県税事務所へお願いします。

法人所在地	県税事務所名	連絡先
桑名市、いなべ市 木曽岬町、東員町	四日市県税事務所 法人課税課 〒510-8511 四日市市新正4-21-5	TEL:059-352-0578
四日市市、菰野町 朝日町、川越町		
鈴鹿市、亀山市		
津市	津総合県税事務所 法人課税課 〒514-8567 津市桜橋3-446-34	TEL:059-223-5028
松阪市、多気町 明和町、大台町		
伊勢市、鳥羽市、志摩市、 玉城町、度会町、 大紀町、南伊勢町		
名張市、伊賀市		
尾鷲市、熊野市、紀北町、 御浜町、紀宝町		
外形標準課税に関すること	法人所在地により、 上記どちらかの県税事務所	

※外形標準課税業務につきましても、法人所在地により「四日市県税事務所」か「津総合県税事務所」で行っています。

本チラシの詳細については、下記、三重県のホームページをご覧ください。

法人二税のページ <https://www.pref.mie.lg.jp/common/01/ci600003231.htm>

三重県 法人二税

検索